

西宮市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、すべての乳児のいる家庭に対して、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とした児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は西宮市とする。ただし、第1条に規定する目的遂行のため、事業の運営の全部又は一部を、この支援を行うに相当と認められた訪問支援事業者（以下「事業者」という。）に、委託することができるものとする。

(対象家庭)

第3条 本事業の対象は、西宮市に住所を有する生後4か月までの乳児（以下「対象乳児」という。）のいるすべての家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

(事業者の指定)

第4条 第2条に規定する事業者として、第3条に規定する対象家庭に対し、円滑かつ確実に家庭訪問を実施できる体制が確保できると認められる、市内で子育てひろばの運営に携わる団体又は子育てコンシェルジュを配置している団体を指定する。

(訪問員)

第5条 事業者による対象家庭への訪問は、事業者が雇用する子育て経験者等が行うものとし、極力、保健師、助産師、保育士、子育て支援員(※)の資格を有する者が行うことが望ましい。なお、事業者による家庭訪問を行わない場合には、保健師等上記同等の専門資格を有する者が訪問することを妨げない。

(※)「子ども・子育て支援新制度」のもと、保育の仕事や子育て支援に就業する人を増やす目的で創設された、子育て支援の新たな担い手

(事業内容)

第6条 訪問員は、対象家庭を訪問し、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談
- (2) 子育て支援に関する情報の提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握
- (4) 支援が必要な対象家庭に対する提供すべきサービスの検討及び関係機関との連絡

(報告)

第7条 訪問員は、第6条によりその月に実施した対象家庭への訪問の結果を、原則として訪問実施月末日までに市に報告するものとする。

(研修)

第8条 事業者は、訪問員に対してその資質の向上に関する研修を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 事業者は、訪問員等業務に携わる者に守秘義務を課すなど、個人情報の保護に関する法律等の関係法令を遵守した上で個人情報の取扱いにあたるものとし、業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

2 事業者は、本事業において利用する個人情報について、本事業の目的外で利用や提供をしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月26日に制定し、令和5年10月1日から施行する。